

八代市立二見小学校  
「いじめ防止基本方針」

令和6年(改訂版)

八代市立二見小学校

## 【目次】

### 1 「いじめ防止基本方針」について

### 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) いじめの捉え方
- (2) いじめの未然防止について
- (3) いじめの早期発見について
- (4) いじめへの対処について
- (5) 地域や家庭との連携について
- (6) 児童会活動の充実について
- (7) 関係機関との連携について

### 3 本校児童の実態

- (1) いじめの認知件数
- (2) 教育相談・健康相談の状況
- (3) 学校評価から

### 4 本校におけるいじめ防止のための取組

- (1) いじめの防止等の対策のための組織
- (2) いじめの未然防止のための取組
- (3) いじめの早期発見のための取組
- (4) いじめの未然防止・早期発見のための年間計画
- (5) 学校におけるいじめへの対処
- (6) いじめへの対処の流れ
- (7) いじめ防止等への取組の評価

### 5 重大事態への対処

### 6 基本方針の見直し及び公表

## 1 「いじめ防止基本方針」について

八代市立二見小学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針または地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本理念をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

### ※いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての児童に係る問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童一人一人が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することをめざして行われなければならない。

## 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめの捉え方

#### ① いじめの定義

##### いじめ防止推進法

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童などに対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と人的関係にある他の児童などが行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ」にあたるか否かの判断において、特に次の点に留意する。

- いじめられた児童の立場に立って見極める。
- 本人がいじめられたことを否定する場合があることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察すること。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校いじめ対策組織」を活用して行う。
- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず当該児童が関わっている仲間、集団等を指す。
- けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目する。
- インターネット上で悪口を書かれた児童本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- 好意から行った行為が、意図せず相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合においては、学校は、「いじめ」とい

う言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合にあっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法22条の「学校いじめ対策組織」へ情報提供しなければならない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定されます。

- (ア) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (オ) 金品をたかられる
- (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (ク) パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要です。

## (2) いじめの未然防止について

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、すべての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を実践する。

- ① 教育の根幹に人権教育を据え、学校の教育活動全体を通じ、道徳教育を充実させ、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。また、すべての児童に「いじめは決して許されない、いじめを乗り越えようとする心を高め合うことが大切である」ことへの理解を促し、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進める。
- ② いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレス等に適切に対処できる力を育む取組を推進する。
- ③ 未然防止の観点から、すべての児童が安心して、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活づくりに努める。
- ④ いじめ問題の取組の重要性について保護者はもちろん地域住民に認識を広め地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発を推進する。

### (3) いじめの早期発見について

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童のささいな変化に気づく力を高める取組を推進する。

- ① いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、わずかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に対応する取組を行う。
- ② いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談等の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守る環境づくりに努める。

### (4) いじめへの対処について

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、詳細を確認した上で、組織的な対応を行う取組を推進する。また、個々の事案に応じて、家庭や教育委員会への連絡・相談や、早期に関係機関等との連携を図り対応していく。

- ① 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処のあり方について、理解を深めておく。また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備を確立しておく。
- ② いじめに対する措置として、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。
- ③ 解決とは、いじめられた児童といじめた児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでが含まれる。そのため、解決したと判断したいじめも、継続して注視していくことが必要であり、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

### (5) 地域や家庭との連携について

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との普段からの密な連携を図る。

- ① いじめについては、「どの学校でも、どの子にも起こりえる」、「ネット上のいじめなどで、ますます見えにくくなっている」、「まだ気づいていないいじめがある」、「一件でも多く発見し、一件でも多く解決する」との基本姿勢を持ち、学校では軽微なことでも全職員で対応していくことを家庭や地域に十分に理解してもらう機会を持つ。

- ② いじめに関して、学校は「いじめられている子どもを絶対に守る」姿勢を貫くことや、いじめられている子どもに対しては、状況に応じて、懲戒（具体的に提示）出席停止の措置（当該保護者の認識及び市教委の判断を仰ぎながら執行）等を講じていくことなど、学校としての毅然とした方針を明確にしていく機会を持つ。
- ③ PTA や地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校関係者評価委員会や学校評議員会を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。
- ④ より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

#### (5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療、福祉機関）との適切な連携を図る。

- ① 警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や市教育委員会と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。
- ② 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる行為については、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

### 3 本校児童の実態

#### (1) いじめの認知件数

年度	いじめられたと訴えた児童数	調査時点で継続中のもの	年度末での解消率
R2	1	0	100%
R3	2	0	100%
R4	1	0	100%
R5	0	0	100%

#### (2) 教育相談・健康相談の状況

学期1回の担任による教育相談は、生活アンケートをもとに児童一人一人と話し合いの場を持っている。学級の間関係（交友関係）への不安を訴え、学級活動等の指導に生かしている。養護教諭による健康相談は随時行っており、担任とは別に相談の機会があることで、より安心感を感じられる機会となっている。

### 4 本校におけるいじめ防止のための取組

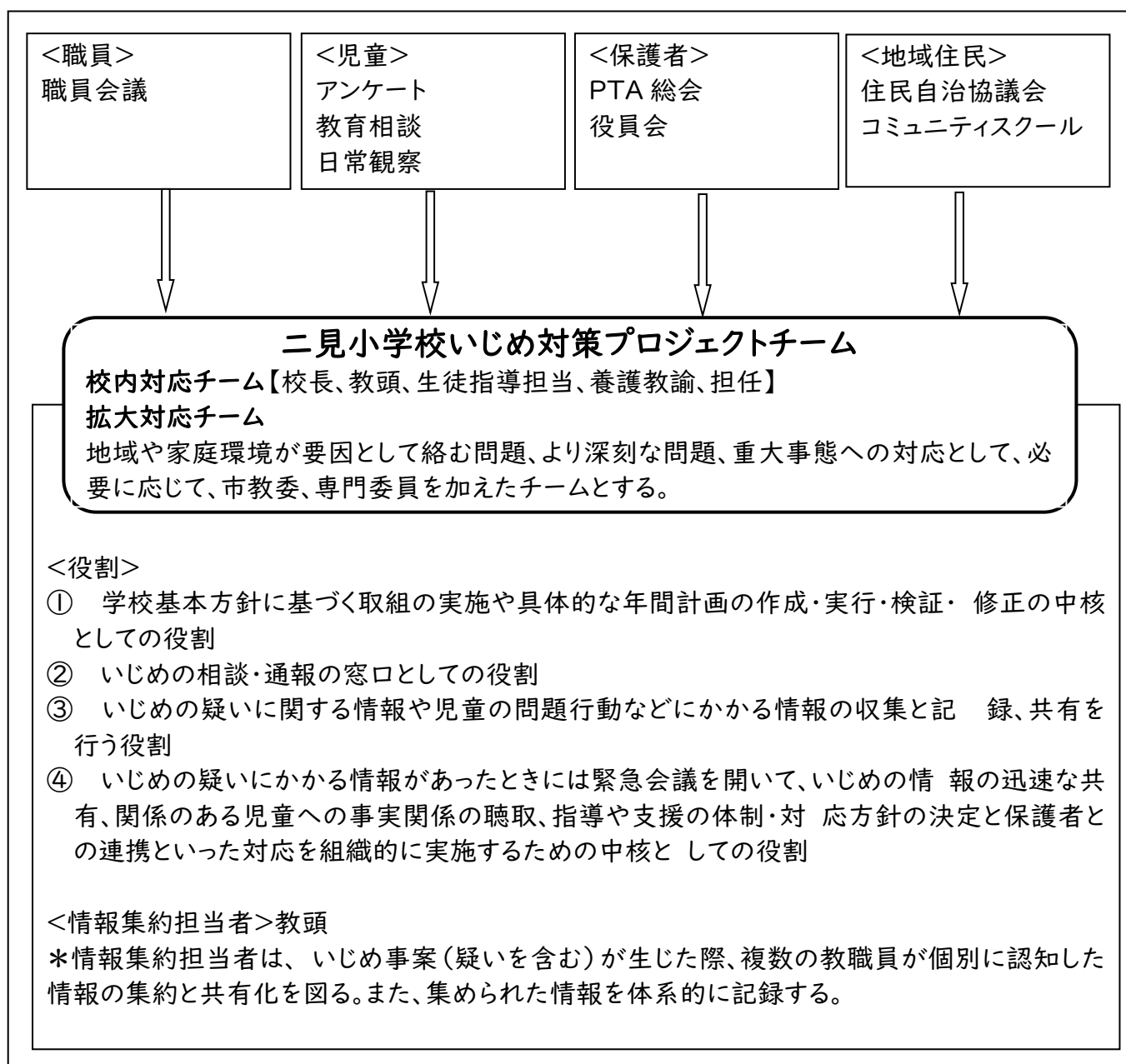
#### (1) いじめの防止等の対策のための組織

二見小学校では、いじめ対策推進法第22条に則り、学校におけるいじめの防止、いじめの早

期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を設置する。

これは、いじめに対しては、学校が組織的に対応することが必要であることや必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員、警察官経験者など外部の専門家等が参加しながら対応することにより、より実践的ないじめの問題の解決に資することが期待されることから、設置するものである。

また、学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施にあたっては、本校職員、すべての保護者や児童、地域住民などの参加をはかるためにも、職員会議、児童集会、PTA 総会、コミュニティスクール学校運営協議会などの場で本校の取組を紹介し、協議、検証しながら、学校のみでの対応でなく、家庭、地域ぐるみの防止のための組織としての活性化を図っていく。



(2) いじめ未然防止のための取組

ア 居場所づくり(わかる授業)絆づくり

- ◎確かな教材研究 … 4月に校長から提案 学期ごとに教育反省
- ◎授業の中での人権教育 … 4月に人権教育主任から提案
- ◎学習のきまりの共通実践 … 4月研究主任から提案
- ◎児童に対する教師の受容的・共感的態度により、児童一人一人のよさが発揮され、互いを認め合える学級づくりを進める。

イ 道徳教育の充実

- ◎道徳の年間計画の見直し、確実な実施 … 道徳推進教師から4月に提案
- ◎いじめを許さない心情を深める授業を行い人権意識の高揚を図る。
- ◎生命、人権、思いやりを大切にする指導の充実に努める。

ウ 児童会活動の充実

- ◎「ありがとうの木」学校づくり委員会から2学期に提案
- ◎各集会活動を通し、全校児童にいじめ防止を発信していく。

エ 保小中連携教育の取組

- ◎入学前の情報共有
  - <保育園>夏休み、3月の保育園訪問
  - <中学校>2月の小中合同研修での情報提供・3月末の小中連絡会
- ◎保育園や中学校との連携を密にし、「小1プロブレム」「中1ギャップ」の解消を図る。

オ 体験活動の充実

- ◎雨ごい踊りを通して、地域との連携を行う。
- ◎各教科活動での体験活動の実施

カ 校内研修の取組

- ◎人権学習の実施 年間 人権教育主任から提案
- ◎自己有用感と自己肯定感を育む教育活動について … 4月研究主任から提案
- ◎担任全員による年1回以上の公開授業の実施

キ 生徒指導充実月間

- ◎児童生徒理解と生徒指導の充実月間
  - 4月始業式前の全職員による児童情報の共通理解・家庭訪問
- ◎いじめ根絶月間・・・6月
  - 5月生徒指導担当から提案・人権集会での校長講話
- ◎命を守る月間・・・9月
  - 8月生徒指導担当からの提案・始業式の校長講話



- ク 「命を大切にできる心を育む指導プログラム」の活用
- ◎プログラムの見直し、4月道徳推進教師から提案
  - ◎プログラムの実践(年間 各担任)
  - ◎プログラムの実践報告、反省(学期末 各担任)

ケ その他

- ◎保護者との連携
  - PTA 総会での子どもの見守り依頼 4月 校長
  - PTA 役員会での連携 年間 校長・教頭
  
- ◎地域との連携
  - 学校だよりによる地域への啓発 年間 校長

(3) いじめの早期発見のための取組

ア 定期的なアンケート及び教育相談

- ◎生活アンケートの実施(児童用) 毎月 11日 生徒指導担当
- ◎いじめのサイン発見チェックリスト 6月 生徒指導担当
- ◎教職員の振り返りチェックリスト 6月 教頭
- ◎子どものサイン発見チェックリスト(保護者用) 6・12月 教頭
- ◎心のアンケート 12月 生徒指導担当
- ◎教育相談(6・12月) 生徒指導担当
- ◎健康相談(6月～) 養護教諭
- ◎「みつめタイム」日を行い、全職員で、いじめの有無や、気になる児童について共通理解を行う

イ 校内相談窓口の設定と周知

- ◎窓口 全職員
- ◎周知 児童：4月 担任 保護者：4月 校長・教頭

ウ 電話相談窓口等の周知

- ◎外部機関の周知
  - 児童：6月 担任による説明、校内掲示
  - 保護者：4月 資料配付

エ 日々の観察

- ◎保護者との連絡帳
- ◎登校班、給食時間、休み時間での様子
- ◎みつめタイムでの児童の状況の共通理解
- ◎朝の会、帰りの会での様子

(4) いじめの未然防止・早期発見のための年間計画

	学校行事等	道徳	人権学習	学級活動	関連教科
4月	始業式・入学式 春の遠足 相談機関・チェックリストの配付 授業参観	「命を大切にする心」を育てる指導プログラム		学級開き 学級のめあてを考えよう	生活アンケート(毎月) みつめタイム(毎月) 児:縦割り班提案
5月	小中合同運動会				
6月	いじめ根絶月間 人権集会		人権宣言 人権学習	人権宣言を考えよう	教育相談
7月	授業参観 終業式			1学期の反省	
8月	始業式			2学期のめあて	
9月	集団宿泊教室 修学旅行 3.4年見学旅行				
10月	校区民体育祭				
11月	風土フェスタ 6年バレー大会 1.2年見学旅行 持久走大会		人権学習	学級の問題について考えよう	
12月	人権集会 終業式		ありがとうの木	2学期の反省	心のアンケート 教育相談
1月	始業式			3学期のめあて	
2月	学習発表会		性教育 人権学習		
3月	お別れ遠足 卒業式 修了式	「命を大切にする心」を育てる指導プログラム実践報告		1年間の反省	

(5) 学校におけるいじめへの対処

ア いじめについての事実確認

◎ 正確な情報と正しい現状認識

- ・いじめを受けた子どもの気持ちを重視
- ・一人で判断せず、情報を集めチームで対応
- ・子どもからの聞き取りは最後まで傾聴する
- ・「いじめをしていないのに叱られた」との不満を残さないようにする

イ いじめを受けた子どもへの対処

- ◎ 子どもが安心して相談できる場を確保する
- ◎ 訴えを真剣に、誠実に、共感的に受け止める
- ◎ 徹底して守る姿勢を示す
- ◎ スクールカウンセラー等と連携し、心のケアを行う

ウ いじめを行った子どもへの対処

- ◎ 落ち着いて自分を省みられる場を確保する
- ◎ 自らの言動が相手を傷つけていることに気づかせ、反省を促す
- ◎ 相手の人格や人権を尊重することの大切さに気づかせる
- ◎ 自らの長所を再認識させる

エ 周囲の子どもへの対処

- ◎ 周囲の児童から見た正確な情報の収集を行い、情報の整理・分析を行う
- ◎ 「いじめは許されない」ということを毅然とした姿勢で指導する
- ◎ いじめを受けた子どもを集団として支える体制づくりを進める

オ いじめをうけた児童の保護者への対処

- ◎ 家庭を訪問し、子どもの状況を正確に伝え、家庭の協力をお願いする
- ◎ 学校として、徹底して児童を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す
- ◎ 保護者の思いを十分に聞きつつ、今後の指導の方向性と解決への見通しを伝える
- ◎ 情報を正確に伝え、指導についての経過報告を行う

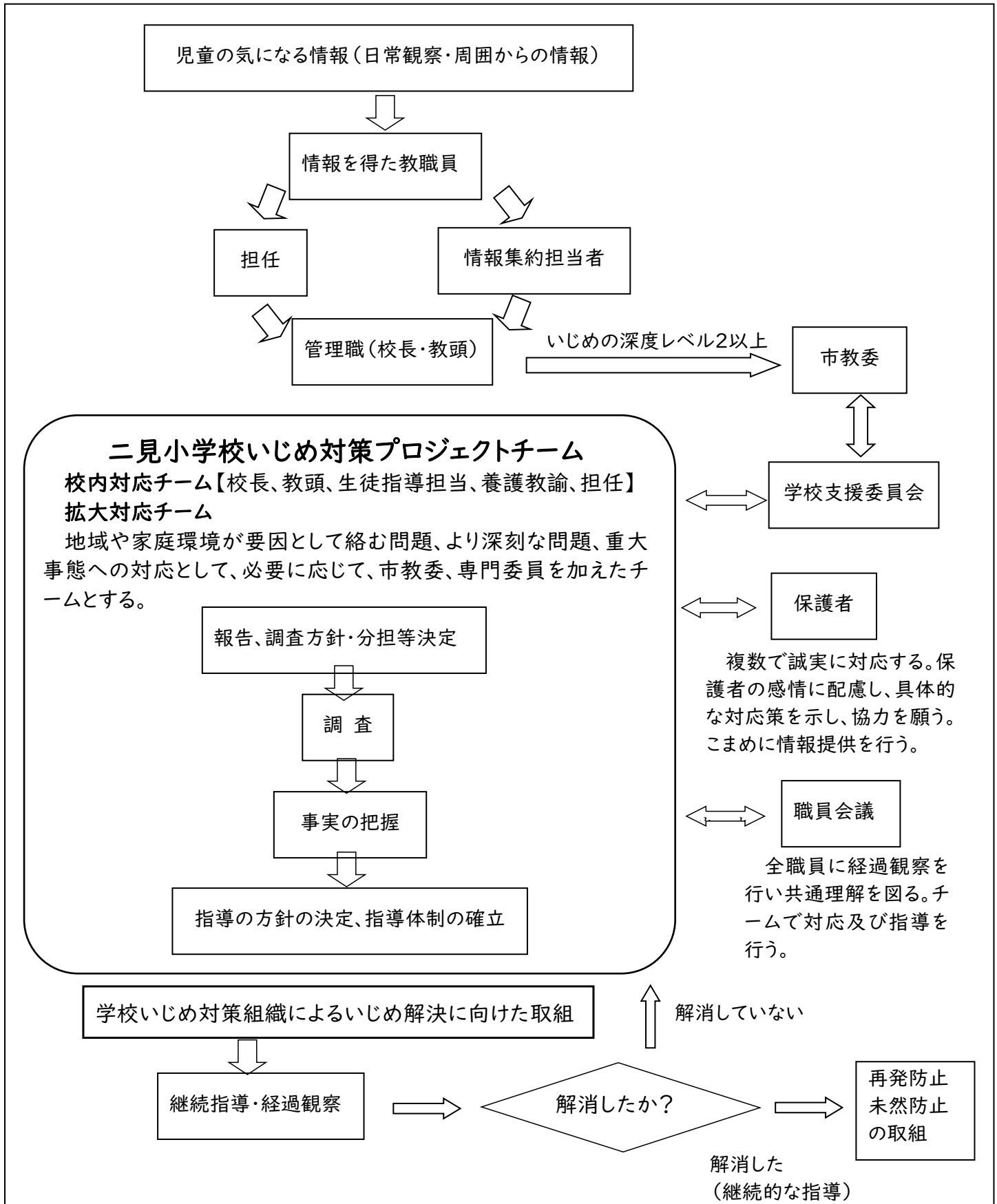
カ いじめを行った児童の保護者への対処

- ◎ 家庭を訪問するか、学校で面談を行い、直接いじめの事実について伝える
- ◎ いじめについての事実関係を、冷静かつ正確に伝える
- ◎ 一方的に話すことのないよう、十分配慮する
- ◎ 学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える
- ◎ いじめを受けた子どもや保護者に対して、誠意ある態度や行動を示すよう助言する

キ 保護者全体への対処

- ◎ 不正確な情報や誤解が広がらないよう、適切な時期に正確な情報提供を行う
- ◎ 学校の方針や解決の見通しを適切に示し、理解と協力を求める
- ◎ 人権やプライバシーに配慮しながら、子どもたちを温かく見守ることをお願いする

(6) いじめ問題対処の流れ



## (7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件(ア)及び(イ)が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

### (ア) いじめに係る行為が止んでいること

- a 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とするが、形式的な対処とならないように留意する。
- b いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。
- c 行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

### (イ) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- a いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## (8) 取組への評価

学期末の自己評価、保護者・児童・職員へのアンケートの三者比較とそれをもとにした学校関係者評価委員による学校評価で取組の評価を行う。

## 5 重大事態への対処

### (1) 重大事態とは

- 1 いじめにより在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより在籍する児童等が相当の期間(30日以上)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

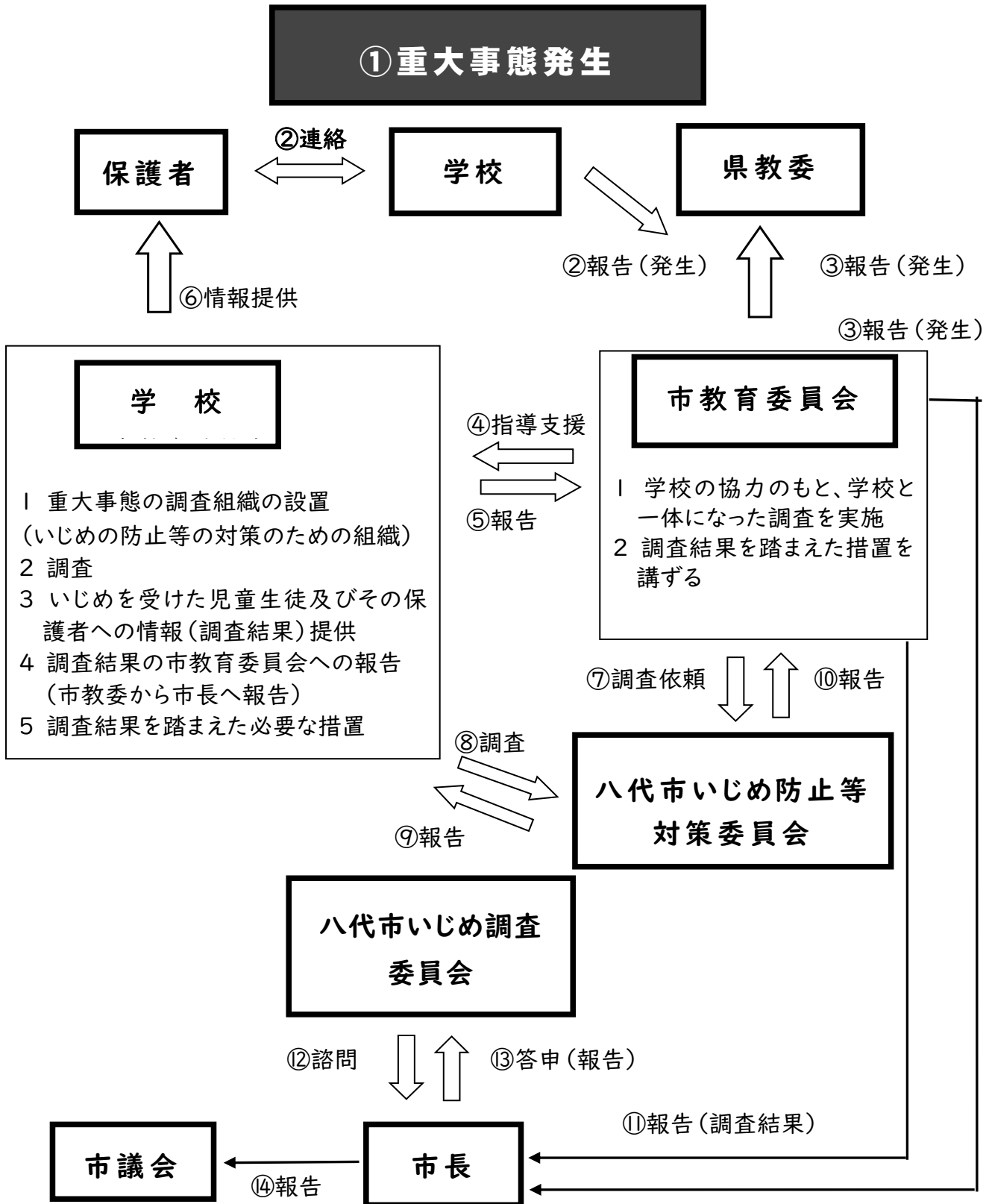
・また、同条第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- (ア) 児童生徒が自殺を企図した場合
- (イ) 身体に重大な傷害を負った場合
- (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
- (エ) 精神性の疾患を発症した場合

### (2) 重大時代の調査、報告、対処

- ① 重大事態の調査組織の設置
- ② 調査の実施
- ③ 児童や保護者への情報提供
- ④ 市教育委員会への報告

(3) 重大事態対象の流れ



## 6 基本方針の見直し及び公表

- 毎年度末、取組の評価をもとに、見直しを図る。
- 学校ホームページ等で、学校いじめ基本方針を公表する。
- 年度ごとにいじめに関する調査や分析を行い、これに基づいた対応をとる。
- 年度ごとにいじめ問題への取組を、保護者、児童、職員で評価する。